**別表第1**（第７条関係）

異動内容記載要領

| 任免種類 | 区分 | 発令形式 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1　採用 |  | 「まんのう町職員に任命する○○に補する○○職給料表○級○号給を給する○○課勤務を命ずる○○（職種名）を命ずる（特別な業務に従事するもの）」※1　「○○に補する」の○○は、課長等の職名とすること。※2　まんのう町職員の給与に関する条例平成18年条例第177号附則の規程による給料を給する場合は、給料の発令の後に「平成18年条例第177号附則第5項、6項又は第７項の規程による給料○○円を給する」を記載する。 |  |
| 2　昇任 |  | 「○○長に補する○○職　○級○号給を給する」 |  |
| 3　配置換 |  | 「○○課勤務を命ずる　○○（職種名）を命ずる（特別な業務に従事するもの）」 |  |
| 4　任命権者を異にして異動する場合（出向） |  | ①　町長部局からその他の任命権者の組織への発令形式「まんのう町議会事務局へ出向を命ずる」「まんのう町教育委員会へ出向を命ずる」②　その他の任命権者の組織から町長部局への発令形式「まんのう町議会事務局への出向を解く」「まんのう町教育委員会への出向を解く」 |  |
| 5　転任 |  | 1の採用の場合に同じ※　給料表等発令事項を異にしないで転任する場合は、その部分を発令しない。 | 事務職員から技術職員など、職を転ずる場合 |
| 6　派遣 |  | ○○により○○に派遣する期間は　年　月　日までとする※「○○により」は根拠となる法律、条例等を記載する |  |
| 7　兼務 | 役付職員に並列する役付職員を兼ねさせる場合 | ①　「1採用」「2昇任」「3配置換」等と同時発令の場合「○○長兼○○長に補する」②　①以外の時期に発令する場合「兼ねて○○長に補する」③　兼務を解く場合「○○長兼務を解く」 |  |
| 8　兼職 | 役付以外の職員を兼ねさせる場合 | ①　「1採用」「2昇任」「3配置換」等と同時発令の場合「兼ねて○○課勤務を命ずる」※　本務勤務の従事割合は、任命権者が決める事項であるが、専ら勤務先で勤務させる場合は、「ただし、○○課（勤務先）において勤務するものとする」と記入する。②　兼職を解く場合「○○課勤務を解く」 |  |
| 9　退職 | ア　定年退職 | 「まんのう町職員の定年等に関する条例第2条の規定により○年○月○日限り定年退職」 |  |
| イ　依願退職 | 「願いにより本職を免ずる」 |  |
| ウ　勧奨退職 | 「願いにより本職を免ずる（勧奨退職）」 |  |
| 10　勤務延長 | ア　勤務延長をする場合 | 「○年○月○日まで勤務延長する」 |  |
| イ　勤務延長の期限を延長する場合 | 「勤務延長の期限を○年○月○日まで延長する」 |  |
| ウ　勤務延長の期限を繰り上げる場合 | 「勤務延長の期限を○年○月○日に繰り上げる」 |  |
| エ　勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合 | 「まんのう町職員の定年等に関する条例第4条の規定による期限の到来により○年○月○日限り退職」 |  |
| 11　定年前再任用 | ア　定年前再任用する場合 | 「まんのう町職員に定年前再任用する○○長に補する任期は○年○月○日までとする○○職　○級○○○,○○○円を給する○○課勤務を命ずる１週間当たりの通常の勤務時間○○時間」 |  |
| イ　定年前再任用の満了により職員が当然退職する場合 | 「定年前再任用の任期の満了により○年○月○日限り退職」 |  |
| 12　暫定再任用 | ア　役付職員として暫定再任用する場合 | 「まんのう町職員に暫定再任用する○○長に補する任期は○年○月○日までとする○○職　○級○○○,○○○円を給する」 |  |
| イ　役付職員以外の職員として暫定再任用する場合 | 「まんのう町職員に暫定再任用する○○に補する任期は○年○月○日までとする○○職　○級○○○,○○○円を給する○○課勤務を命ずる（短時間の場合は以下を追加）１週間当たりの通常の勤務時間○○時間」 |  |
| ウ　暫定再任用の任期を更新する場合 | 「暫定再任用の任期を○年○月○日まで更新する」 |  |
| エ　暫定再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合 | 「暫定再任用の任期の満了により○年○月○日限り退職」 |  |
| 13　出納員その他会計職員 |  | ①　命ずる場合「出納員（分任出納員）を命ずる」②　解く場合「出納員（分任出納員）を解く」 | まんのう町出納員等に関する規則の規定により辞令は用いない |
| 14　徴税吏員 |  | 1. 命ずる場合

「○○○に任命する」②　解く場合「○○○を免ずる」 |  |
| 15　分限処分 | ア　免職 | 「地方公務員法第28条第1項第○号の規定により免職する」 |  |
| イ　休職 | ①　心身の故障による休職の場合「地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職を命ずる休職期間は○年○月○日から○年○月○日までとする休職期間中の給与は、まんのう町職員の給与に関する条例第24条第3項の規定により100分の80を支給する」※1　休職期間の表示は最高1年間を単位とする。※2　公務上の負傷又は疾病による休職の場合の給与事項は、次のように発令する。「休職期間中の給与は、まんのう町職員の給与に関する条例第24条第1項の規定により全額支給する」※3　幼稚園の園長及び教員の結核性疾患による休職の場合の給与事項は、次のように発令する。「休職期間中の給与は、教育公務員特例法第14条第2項の規定により全額支給する」②　刑事休職の場合「地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる休職期間中の給与は、まんのう町職員の給与に関する条例第24条第4項の規定により100分の60を支給する」※　刑事休職の場合には、休職期間中の事項は表示しない。③　休職期間の延長及び無給休職とする場合「休職期間を○年○月○日まで延長する休職期間中の給与は支給しない」※　休職期間の延長の場合で、給与の支給に変更がないときは給与事項の表示は省略する。④　復職を命ずる場合「復職を命ずる○○に補する（異動のある場合のみ）○○職給料表○級○号給を給する○○課勤務を命ずる」※　給与事項は、復職時調整により休職前の号給と異なる場合又は無給休暇から復職する場合に表示する。 | 国立及び公立の学校事務職員の休職の特例に関する法律 |
| ウ　降任 | 「地方公務員法第28条第1項第○号の規定により　降任させて○○に補する○○職給料表○級○号給を給する○○課勤務を命ずる」 |  |
| 16　懲戒処分 | ア　免職 | 「地方公務員法第29条第1項第○号（及び第○号）の規定により懲戒処分として免職する」 |  |
| イ　停職 | 「地方公務員法第29条第1項第○号（及び第○号）及びまんのう町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第７条の規定により懲戒処分として○年○月○日から○年○月○日まで停職する」 |  |
| ウ　減給 | 「地方公務員法第29条第1項第○号（及び第○号）及びまんのう町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第６条の規定により懲戒処分として○月（日）間給料の○分の○を減給する」 |  |
| エ　戒告 | 「地方公務員法第29条第1項第○号（及び第○号）の規定により懲戒処分として戒告する」 |  |
| 17　分限・懲戒処分以外の措置 | ア　諭旨免職 | 「願いにより本職を免ずる（諭旨免職）」 |  |
| イ　訓告・厳重注意・注意 | 文書による処分の場合、一般的には処分事由説明書の様式に準じている。「（訓告等の対象となった事実の発生年月日、その内容、程度及びその事実のもたらす結果等について述べ）よって、今後を戒め訓告（又は、厳重注意、注意）する」 |  |
| 18　失職 |  | 「地方公務員法第16条第○号に該当したので同法第28条第4項の規定により失職した」 |  |
| 19　育児休業 |  | ①　育児休業を承認する場合「育児休業を承認する育児休業の期間は○年○月○日から○年○月○日までとする」②　育児休業期間の延長を承認する場合「育児休業の期間を○年○月○日まで延長することを承認する」③　育児休業の期間が満了した場合「育児休業期間の満了により職務に復帰させる」④　育児休業承認が失効した場合（当該育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合に該当）「育児休業承認の失効により職務に復帰させる」⑤　育児休業の承認を取り消す場合（当該育児休業に係る子を養育しなくなった場合または当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとする場合に該当）「育児休業の承認を取り消し職務に復帰を命ずる」 |  |
| 20　育児短時間勤務 |  | ①　育児短時間勤務を承認する場合　「地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により育児短時間勤務(週○○時間勤務)を承認する育児短時間勤務の期間は○年○月○日から○年○月○日までとする」②　育児短時間勤務の延長を承認する場合　「地方公務員の育児休業等に関する法律第11条第2項の規定により育児短時間勤務の期間を○年○月○日まで延長する」③　育児短時間勤務の期間が満了した場合　「育児短時間勤務期間の満了により職務に復帰させる」④　育児短時間勤務の承認が失効した場合（当該育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児短時間勤務に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合に該当）　「育児短時間勤務承認の失効により職務に復帰させる」⑤　育児短時間勤務の承認を取り消す場合（当該育児短時間勤務に係る子を養育しなくなった場合、当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとする場合または当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとする場合に該当）　「育児短時間勤務の承認を取り消し職務に復帰を命ずる」 |  |
| 21　在籍専従 |  | ①　在職専従を承認する場合「地方公務員法第55条の2第1項ただし書きによりまんのう町職員団体（職員組合、労働組合）の○○（役職名）として専ら従事することを許可する許可期間は○年○月○日から○年○月○日までとする」②　復職を命ずる場合「復職を命ずる」 |  |
| 22　昇給 |  | 「○○職給料表○級○号給を給する」普通昇給以外の場合には、昇給事由を表示する「○○職給料表○級○号給を給する（特別昇給）」 |  |
| 23　その他 |  | 　○○に補する　○○を命ずる　○○を解く　○○に任命する　○○を免ずる（医師の初任給調整手当を支給する場合）　初任給調整手当○○○，○○○円を給する |  |